

民事意思能力鑑定サービス: 遺言作成版

遺言を執行する時点で、遺言作成時に遺言者に十分な意思能力があったか否かが問題となって争われる訴訟は少なくありません。その際専門医は、遡及的な証拠を間接的に見るだけで判断することになります。当院の「民事意思能力鑑定サービス」は、遺言書を作成した時点の意思能力の有無と程度を、専門的診察と検査を行って報告書を作るものです。遺言執行時の争いを未然に予防する、大変有効な手段といえるでしょう。

担当医：北村俊則

民事意思能力鑑定サービスを統括。日本で最初の英国精神医学会認定の専門医資格を有し、長年、「法と精神医学」の領域で民法に特化した研究を行ってきました。自ら開発した「治療同意判断能力評価用構造化面接」は同種類の国外の評価法の中でも高い評価を得ております。



慶応義塾大学医学部卒業
慶応義塾大学病院（精神神経科）
東京武蔵野病院
英国バーミンガム市オールセインツ病院
国立精神・神経センター精神保健研究所を
経て、熊本大学大学院生命科学研究部教授
（臨床行動科学分野・こころの診療科）教授
ワシントン大学医学部（米国セント・ルイス）客員教授
英国精神医学会会員（日本人初）および
フェロウ《現職》

北村メンタルヘルス研究所所長
こころの診療科きたむら醫院院長
北村メンタルヘルス学術振興財団代表理事
いくつかの国際専門誌の編集委員

h指標 50
被引用回数 10,765
(ResearchGate 4 November 2024)

サービス内容

認知機能

予備調査として長谷川式認知機能テストを用いて評価します。実施は申し込み者の代理人の法律専門家（弁護士など）もしくは当院担当者が実施します（オンライン実施も可）。
得点が低い場合は本調査に進まない場合もあります。

民事意思能力評価

遺言作成判断能力評価用構造化面接：
臨床家用（Structured Interview for Competency and Incompetency Assessment Testing and Ranking Inventory: Testamentary Capacity-Clinicians (SICIATRI:TC-C)）を用いて民事意思能力を評価します。

生活史と遺言作成までの経緯

精神医学的視点からご本人の価値観やご希望を確認します。

精神疾患の有無と内容

意思能力に影響する可能性のある重大な精神疾患について Structured Clinical Interview for DSM-IV (SCID) という精神科診断用構造化面接を用いて客観的かつ確度の高い診断を行います。

詳細な報告書

精神医学的に詳細な報告書を作ります。診察場面を動画撮影し情報として残します。後日起こり得る紛争の際の証拠としてご利用いただけます。

本サービスは、ご依頼者様の意思能力が「ある」ということを鑑定として記録に残すものです。お申込みの準備として、60分間の事前診察（36,000円+消費税）をお勧めいたします。診察後、本サービスをご契約される場合には、事前診察料は無料となります。

ご利用の流れ

- 1 院長診察（36,000円+消費税）をご予約ください。
その際、「民事意思能力鑑定サービスを希望」とお伝えください。
- 2 診察時に長谷川式認知機能テストを行います。
心理状態のアセスメントを行い、加えて現在のお気持ちやお悩みごと等もご相談いただけます。
- 3 鑑定にお進みいただく場合、事前診察料金は無料となります。
本調査をご希望されない場合には、診察料のみのお支払いとなります。
- 4 実施日時のご希望をお伺いし、
- 5 評価面接および記録動画の撮影を行います。
- 6 鑑定書作成
精神科医師による鑑定書と、その根拠となる動画をお送りいたします。
作成には3週間ほどかかります。

代理人法律専門家が長谷川式認知機能テストを事前に実施した場合、1～3は不要です

料金表

料金	所要時間	内容
600,000円 +消費税	90分	◆生活史と遺言作成までの経緯 ◆民事意思能力評価（遺言作成権限の理解・遺言作成意思とその内容の明示・遺言の内容に関する理解など） ◆精神疾患の既往とその内容（うつ病を含む気分障害、不安障害、妄想性障害など） ◆報告書

参考資料：最高裁の判示例

土地建物共有持分権確認請求事件：平成23年2月22日最高裁判所第三小法廷
民集65巻2号 699(35)

被相続人の遺産の承継に関する遺言をする者は、一般に、各推定相続人との関係においては、その者と各推定相続人との身分関係及び生活関係、各推定相続人の現在及び将来の生活状況及び資産その他の経済力、特定の不動産その他の遺産についての特定の推定相続人の関わりあいの有無、程度等諸般の事情を考慮して遺言をするものである。

遺言作成能力を認めるには？

遺言を作成できるかどうかの判断において認知症の有無や認知機能の良否は重要です。しかし、認知機能の水準で遺言作成能力が直接決まるものではありません。まして、脳画像診断で決まるわけではありません。さらに他の重症の精神疾患があって、遺言作成能力が減弱することもあります。

最高裁の判決では、遺言作成能力を認めるには、

- (1) 自身と推定（法定）相続人との身分関係や生活関係
- (2) 推定（法定）相続人の現在及び将来の生活状況と（資産を含む）経済力
- (3) 死後に残す財産について、推定（法定）相続人がどのように関与してきたのかなどを理解して、それを勘案できることが必要とされています。つまり、見当識（今日はいつか、ここはどこか等）、計算力（引き算）や短期記憶力（見たものを覚えている）といった通常の認知機能テストで評価される心理能力とは異なる領域の能力が問われているのです。

遺言を作成するに十分な能力があるかは民事上の意思能力に相当します。

意思能力のない者（意思無能力者）の法律行為は無効とされます。ここに含まれる法理行為には、遺言作成、売買行為、医療サービスをうけることなどが含まれます。これは問題となる行為ごとに行行為者の年齢、状態、行為の状況など実質的な観点からその有無を立証することが必要です。

こころの診療科きたむら醫院の「民事意思能力鑑定サービス：遺言作成版」は、通常の医学意見書ではカバーしていない民事意思能力を詳細に評価し遺言者が遺言作成時点で十分な意思能力を有していたことを示す根拠となります。

民事意思能力鑑定サービスの著者である北村俊則はこれまでに、

●医療サービスにおける治療同意判断能力の研究

●評価用構造化面接の作成

において、世界的評価（別紙参照）を得ています。

SICIATRI:TC-C
遺言作成判断能力評価用構造化面接：臨床家用

薬物療法や外科治療に同意・不同意する判断能力もまた、単純な認知機能では評価できず、同意権限を理解し、治療を受けた場合と受けなかった場合の利益・不利益を理解し、他の方法とも比較考慮できることが評価されます。

遺言作成判断能力評価用構造化面接：臨床家用 (Structured Interview for Competency and Incompetency Assessment Testing and Ranking Inventory: Testamentary Capacity-Clinicians (SICIATRI:TC-C) は、これまで開発した治療同意判断能力評価用構造化面接 (SICIATRI-R) から発展して作成されています。その構造は上記最高裁判決における遺言作成能力にほぼ一致するものです。

また、高齢者において意思能力に悪影響を与える可能性のある精神疾患（妄想性障害、うつ病、躁病、各種の不安障害など）については、世界的に使用されている Structured Interview for DSM-IV (SCID) を使用し、信頼性・妥当性の高い診断を行います。

SICIATRI-R 医療における治療同意	SICIATRI: TC-C 遺言の作成
同意権限の理解	遺言作成権限の理解
同意不同意の選択の明示	遺言作成意思とその内容の明示
判断の他者への委譲がない	強制・被影響性がない
期待できる利益に関する理解	遺言の内容に関する理解 遺言の特徴：目的、財産の範囲と内容、 価格、債権と債務、被相続人
(手続きに関する理解)	遺言の手続きに関する理解 自筆、日付、執行者、公正証書
予測できる危険に関する理解	作成した場合に予測できる不快事象の理 解 死後の親族への影響
代替手段に関する理解	法定相続との比較
無治療から予測できる危険に関する理解	作成しなかった場合に予測できる 不快事象の理解
無治療の場合に期待できる利益に関する 理解	作成しなかった場合に期待できる利益の 理解
回復願望	該当せず
該当せず	書き直し
病的決定要因の欠如	病的決定要因の欠如
病識・洞察	該当せず